

「データセキュリティ法」の 実務上のポイント

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. 企業からの問い合わせが多い点

(1) 重要データとはどのようなものか

2017年に中国国家標準化管理委員会が公表した「情報安全技術 データ国外移転安全評価ガイドライン」意見募集稿（以下、「評価ガイドライン」という）の別紙「重要データ識別ガイドライン」においては、27の業界における重要データの類型、範囲を列挙するとともに、重要データの判定基準を示しています。ただし、同ガイドラインは現時点では正式に発効していません。

2020年、全国情報安全標準化技術委員会は「重要データ識別ガイドライン」標準制定・改正プロジェクトを展開し、国家標準「情報安全技術 重要データ識別ガイドライン」意見募集稿（以下、「識別ガイドライン」という）を公表しました。「識別ガイドライン」は、業界ごとに重要データを列挙するという従来の方法を採用するのではなく、データの役割や、データが破壊された場合にもたらされる可能性のある影響等の観点から、重要データを経済運営類、人口および健康類、天然資源および環境類、科学技術類、安全保護類、応用サービス類、政務情報類に分類しています。

現時点では、通信業界において「基礎電気通信企業における重要データ識別ガイドライン」が公表されているのみで、その他の業界では、未だ重要データの識別に関するガイドラインは公表されていません。

2. 日本企業・日系企業が留意すべき点

「データセキュリティ法」の関連規定を踏まえれば、日系企業はデータ取り扱いにあたり、以下の点に注意することが望ましいと考えられます。

(1) 全ての取扱プロセスをカバーするデータセキュリティ管理制度の確立、およびデータセキュリティ責任者、管理部署の明確化

収集、伝送、保管、共有等、データの取り扱いに関する全プロセスをカバーするデータセキュリティ管理制度を確立するとともに、相応の技術的措置を講じ、合法的にデータを取り扱います。また、サイバーセキュリティ等級保護を実行したうえで、データセキュリティ責任者と管理部署を明確化する等のデータセキュリティ保護義務を履行します。

(2) データ分類・等級付け管理業務の実施、相応の管理制度の確立

自社と関連するデータ分類・等級付けガイドライン、および重要データ目録の制定の動向に引き続き注意を払います。現時点では、「評価ガイドライン」「識別ガイドライン」の規定を参照して、自社が取り扱っているデータについて初期的な整理を行い、初期的なデータセキュリティ管理制度を構築するとともに、重要データ、中核データと認定される可能性のあるデータに対し、より厳格な管理を行います。そして、関連ガイドラインや目録が公表された後、それらの要求に基づき、データセキュリティ管理制度をアップデートします。

(3) データ国外移転に係る管理の強化

重要データおよび個人情報の国外移転に係る管理を強化し、重要情報インフラ運営者が収集したデータまたはその他のデータ取り扱い者が収集した重要データについては、原則として中国国内で保管します。データを国外移転する必要がある場合は、国外移転されるデータに匿名化、非識別化、マスキング処理を施したうえで、データの国外移転について厳格な安全審査を受けなければなりません。国家安全、国民経済の命脈、重要な民生、重大な公共利益にかかわる国家中核データについては、国外移転は避けるようにします。

(4) 定期的なリスク評価の実施、リスク評価報告義務の履行

データ取り扱い活動を展開するにあたり、リスク監視を強化するとともに、データセキュリティ上の欠陥、脆弱性等のリスクを発見した場合には、直ちに救済措置を講じます。また、データセキュリティ・インシデントが発生した場合には、直ちに緊急対応措置を講じるとともに、規定に従い遅滞なくユーザーへの告知、関係主管機関への報告を行います。

重要データを取り扱う企業は、規定に従い、そのデータ取り扱い活動について定期的にリスク評価を実施し、かつ、関係主管機関にリスク評価報告を行います。

(5) 定期的なデータセキュリティ研修・トレーニングの実施

「データセキュリティ法」の要求に基づき、データセキュリティ関連業務に携わる従業員を対象として、定期的に、法律法規の規定、管理上の要求、安全技術等の内容を含むデータセキュリティ研修を実施します。また、全従業員を対象として、定期的に、データセキュリティ意識の向上を目的としたトレーニングを行います。

3. 今後の見通し

「データセキュリティ法」では、データの分類・等級付け保護、重要データ目録の制定、重要データ国外移転に係るセキュリティ管理等、さまざまな要求が示されていますが、同法の規定は具体性に欠けるものが多いことから、各要求の具体的な内容、具体的な実施方法等については未だ不明瞭な点が少なくありません。今後、関連する行政法規や機関規則、国家標準等が続々と公表され、各要求の詳細が明らかにされていくと思われれますので、日系企業としては、それらの制定の動向に細心の注意を払うことが望ましいと考えられます。

ただし、データセキュリティコンプライアンス体制の構築には相応の時間が必要となるため、関連法律法規が出揃ってから対応に取り組むようでは遅きに失する恐れがあります。このため、現時点で、外部機関に初期的な問い合わせを行う等して優先対応事項を割り出しておき、中長期的な対応プランを立て、また、新たな要求が明らかになった後速やかに対応できる体制を保ちながら、段階的にデータセキュリティコンプライアンス体制の構築を進めていくことが望ましいと考えられます。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210056>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp